

一般競争入札（公売）の標準的な手続き

林野・土地等の一般競争入札（公売）の標準的な手続きについてご案内します。

番号	項目	説明
1	入札参加に必要な資格	次のいずれにも該当しない方なら、どなたでも参加することができます。 ただし制限能力者（特別な場合を除く）、破産者及び公正な競争を妨げた者等は参加できません。 ① 予決令第70条に規定する者 ② 予決令第71条に規定する者 ③ 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16号の規定に該当する者
2	入札物件の公告	入札の日時、場所等の具体的な内容については、森林管理署等の掲示板によりお知らせします。 また、関東森林管理局ホームページの「森林管理署情報」から「公売公告」を見ることができます。
3	公告した書類等の閲覧・交付	国有財産売払公告書、入札注意書及び国有財産売買契約書等は、入札の公告期間中、物件を所管する森林管理局・森林管理署等に閲覧用に備え付けるほか、希望される方には交付します。
4	現地説明会	入札日前に現地説明会を実施します。ただし、現地説明会に参加しなくても入札に参加できます。
5	代理人等	入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出していただきます。共同買受けをする場合は、入札前に「代表者選任届」を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札していただきます。
6	入札保証金の納付	入札に参加される方が見積りした入札金額の100分の5以上に相当する金額を、現金又は銀行等が振出し若しくは支払いを保証した小切手により、納付していただきます。なお、入札保証金は落れた場合は、契約保証金に充当します。落れなかった場合は、入札終了後に返還します。
7	入札書	入札書は所定の用紙を使用し、入札者の住所氏名（名称）を記名のうえ、押印又は署名し、入札金額は売払い物件の金額を記入します。
8	落札者の決定	入札いただいた有効札のうち、予定価格以上で最高のものをもって落札者と定めます。
9	契約者	落札者以外の名義人及び競争参加に必要な資格の証明書の提出がない者とは契約は締結しません。
10	競争参加に必要な資格の証明書の提出 （契約締結に先立ち必要な書類）	① 個人の場合 本籍地の市区町村長の発行する「身分証明書」及び法務局・地方法務局長が交付する成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当しないことを証明する「登記されていないことの証明書」 ② 法人の場合 「商業登記簿謄証明書」又は「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」
11	契約書の作成	契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。
12	契約の締結	落札決定の日の翌日から起算して10日以内に売買契約を締結させていただきます。
13	契約保証金の納付	落札者は、契約締結の際には契約保証金として売払金額の100分の10以上に相当する金額を納付していただきます。なお、この契約保証金は売払代金に充当します。
14	売払い代金の納付	契約締結の日の翌日から起算して15日以内に売払い代金（契約保証金として既に納付している金額を除いた額）を国が発行する納入告知書により納付していただきます。
15	所有権の移転及び登記	売払代金の納付確認後に所有権が移転します。所有権の移転及び登記の手続きは、買受け者の請求により国が嘱託登記を行います。
16	費用負担	売買契約書（国保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
17	売払い条件	一般的には条件を付しませんが、物件により、契約の日から5年間は所有権の移転又は権利の設定はできません。また、風俗営業等の業の用に供することもできません。

参考 ○予算決算及び会計令(抄)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○国有財産法(抄)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。